

地理的表示保護制度の意義

荒 木 雅 也*

抄 録 地理的表示保護制度は、商標制度と同様に、品質保証機能を果たし得る。しかし地理的表示保護における品質保証機能は品質の水準それ自体というよりも、産地に基づく特殊性としての品質を保証するものであるという点において、商標との重大な相違があり、且つ、この点においてその実質的な存在意義が認められ得る。そして当然ながら、地理的表示がかかる機能を的確に発揮するためには、商品に産地に起因する特殊性が認められなければならない。そもそも地理的表示保護制度の趣旨は、産地に起因する特殊性、すなわち独特の品質、特性等が認められる場合に、その商品がその産地において生産されていることを示す表示を保護することにあり、単に産地表示を保護することを目的とするものではないことに留意する必要がある。

目 次

1. はじめに
2. 地理的表示保護制度の概要
 2. 1 総 説
 2. 2 制度趣旨
 2. 3 社会的評価
3. 地理的表示保護制度の特徴
 3. 1 商標との相違
 3. 2 識別力と記述性
 3. 3 普通名称
4. 地理的表示保護制度の必要性
 4. 1 小規模農家の保護
 4. 2 品質保証
5. 地理的表示保護制度における品質保証の意義
6. むすび

1. はじめに

近年における地理的表示 (geographical indications: 以下「GI」と言う) 保護制度の急速な発展には目をみはるものがある。まず国際法の次元では、既にパリ条約制定以来、一定の形態のGIを保護しようとする試みが始まってはいたものの、その世界的な普及は長らく、遅々として進まなかった¹⁾。ところが、1994年の

TRIPs協定成立により、GI保護が全加盟国にいわゆるミニマムスタンダードとして義務づけられることとなり、且つ、法的保護の範囲及び内容も飛躍的に拡大、深化することになった。もう一つの顕著な変化は、1992年のEC理事会規則2081/92号 (OJ1992 L208/1) (以下、「EC食品規則」と言う) の制定である²⁾。同規則の下で、ECの当局により「保護原産地呼称 (protected designation of origin)」ないしは「保護地理的表示 (protected geographical indication)」として登録されたGIについては、EC域内全土で保護されることになった。同規則の制定により、EC域内でのGI保護が以前に比して格段に発展した他、以後EC主導の下EC域外諸国へECに類似するGI保護制度が急速に普及することになった³⁾。

しかし振り返って考えてみれば、そもそも長らくGI保護制度の展開が遅々として進まなかったことは、この制度に対して根強い批判論が存在した証左に他ならないし、今日においても制度に対する批判的な声が影を潜めた訳ではな

* 高崎経済大学経済学部講師 Masaya ARAKI

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

い。そしてそうした批判的な言説の中には制度の存在意義そのものを疑うものもある⁴⁾。そこで本稿では、GI保護制度の存在意義について、他の知的財産権制度、なかんずく、商標との比較から一考してみたい。従って、本稿はTRIPs協定その他いずれかの制度の分析それ自体を目的とするものではない。但し、以下では、TRIPs協定とEC食品規則を現時におけるGI保護制度の一応の代表例と見なし主としてこの二つの制度を引用しながら論述することとし、最後に我が国の法制度について概説することにする。

2. 地理的表示保護制度の概要

2.1 総 説

まずTRIPs協定におけるGIの定義を確認しておこう。同協定22条1項はGIを次のように定義している。GIとは、「ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性 (a given quality, reputation or other characteristic) が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又は領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう」(傍線筆者)。すなわち、この定義によれば、「確立した品質、社会的評価その他の特性」が認められない商品の表示はGIとしての保護対象とはならず、且つ、たとえ「確立した品質、社会的評価その他の特性」が認められる商品であっても、それらが商品の産地に起因するものでない場合には、保護対象とはならない。

この定義における解釈上の難問は、「確立した品質、社会的評価その他の特性」という一節の解釈である。つまり、この規定において、商品に、産地に起因する「品質」、「特性」が認められる場合にその表示が保護対象となることには疑問は無い。問題は、産地に起因する「品質」、「特性」が認められず、産地に由来する「社会

的評価」のみが認められる場合にもその表示を保護すべきか、である。と言うのも、TRIPs協定成立以前の国際協定におけるGI保護の枠組(「原産地名称 (appellations of origin)」)では、商品に、産地に起因する「品質及び特性」(リスボン協定2条1項)が認められる場合にのみ当該商品の名称を保護するというものであり、そこでは、「社会的評価」の有無は問題とならなかったし、そもそも「社会的評価」なる概念は無かった。従って、GI保護における「社会的評価」という概念の位置づけはTRIPs協定によって新たに生じた問題なのである。

この点については、異論はあるものの⁵⁾、協定上、産地に由来する「社会的評価」が認められる場合には商品の表示はGIとして保護されることになるという解釈が示されている⁶⁾。こうした考え方を講学上、品質中立主義 (quality neutral) とする。当然ながらGI保護制度に品質中立主義を導入すれば、保護すべきGIの範囲を大幅に拡張することになるだけに、上述のEC食品規則に関しても、同規則が品質中立主義を採用したものであるか否かが法解釈論上の重要な問題となっている⁷⁾。本稿では、TRIPs協定及びEC食品規則については、双方共に品質中立主義を採用しているという解釈が一応は可能である、ということ指摘するにとどめ、この点についての解釈論争には立ち入らないこととし、以下で、品質中立主義を採用することによりいかなる問題が生ずるかについて若干検討することにする。

2.2 制度趣旨

ところでGIは、後述のように一定の権利を伴うものである故に、単に商品識別を目的とする標章ではなく、一種の知的財産として捉えられる。然らば、何故にGIを、特許や商標等と並ぶ知的財産として承認しなければならないのか。特許や商標に関しては、今日では、これを

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

知的財産として承認することに疑念はほぼ無い。そこでひとまずは、GIを知的財産として保護する趣旨を確認しておきたい。

GI保護制度は、元来、「自然的及び人的な要因を持つ特定の地理的環境に」「本質的に」「由来する」商品の「品質又は特性」を保護するために（EC食品規則2条2項a号）、すなわち、一定地域内の自然環境の特徴と地域住民の営為との結びつきによって生じる独特の商品の品質や特性を保護するために、その産地を示す表示を権利者のみに使用させることを本質的な立法趣旨とするものである。従って、かかる結びつきの結果生じる独特の品質・特性を持つ商品は、他の地域では複製され得ないという認識が前提になっていると見てよい⁸⁾。つまり、この制度の正当性は、商品の品質・特性が産地の自然的・人間的環境に起因するという仮定が正しいか否か、より平易な表現で言い換えれば、全く同一の品質・特性を持つ商品を他地域で生産することが困難であるという仮定が正しいか否か、にかかっている。

この問いに対する一般的な解答は困難であろう。例えば、ワインの品質にとっては産地よりもむしろ生産方法の方がより重要であると結論する実証的な研究もある⁹⁾。つまり商品の品質に対しては、移転可能な製法や技術（例えば有機栽培等）が、移転不能な自然環境（例えば、水、土、気候等）に比してより大きな影響を及ぼすこともあり得る、ということである。この点について結論を下すことは本稿の目的ではない。ここでは、仮に、その産地表示をGIとして保護されている商品の多くが、他の地域においても複製が可能であるとすれば、GI保護制度の趣旨が揺らぎかねない、ということを指摘するにとどめておきたい。

ところで、そうした可能性が無視できないとすれば、あらゆる商品の表示をGIとしての保護対象とするのではなく、その性質上、産地が

品質に大きな影響を及ぼす種類の商品のみをGI保護の対象とすべきではないか。故に、あらゆる商品に関してGI登録を認めるべきでは無く、一定の種類の商品に限定すべきではないか、という提言が説得力を持つであろう。この点、TRIPs協定にはそのような限定は無く、全ての商品、つまり全ての飲食物品の他、工芸品のGIが保護対象となっている。他方、EC食品規則の保護対象は飲食物品に限定され¹⁰⁾、且つ、予め特定された種類に属する商品のGIのみを保護対象としている（規則1条1項¹¹⁾）。

なお、GI保護制度において品質中立主義を導入するならば、商品に産地に起因する品質・特性が認められなくとも、産地に基づく社会的評価が認められる場合にも保護対象になることは先に見た通りではあるが、然らば何故に社会的評価があるが故にこれを保護しなければならないのか、という問題が生じることになる。

2.3 社会的評価

そこで、まずは社会的評価という概念をどのように捉えることができるかについて考えてみたい。まずTRIPs協定においてもEC食品規則においても「社会的評価」についての定義は無い。そこで、消費者の認識の程度に応じて、これを「明確な社会的評価」と「一般的な社会的評価」とに区別して理解することが提案されている¹²⁾。例えば、「シャンパン」という表示に関して、消費者が「フランスのシャンパーニュ地方から産出される高級発泡性ワイン」という認識を持っているのであれば、シャンパンは「明確な社会的評価」を得ていると見なす。そして「シャンパン」に関して、消費者が「高い評価を受けているワイン」とか「特別に高級なワイン」といった程度の認識を持つに過ぎない場合には、シャンパンは「一般的な社会的評価」を得ているに過ぎないと見なす、ということである。つまり、消費者がその意味を明確に理解

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

している場合には「明確な社会的評価」ありと見なし、その意味を必ずしも明確に理解すること無くその表示を認知しているに過ぎない場合には、「一般的な社会的評価」があると見なす、ということである。

社会的評価をこのように大別する立場に立てば、「明確な社会的評価」を得ている表示のみをGIとして法的保護の対象にするとか、より強い保護を与えるといった法律構成が可能になるであろう。また、逆に「一般的な社会的評価」を得ているに過ぎない表示をも法的保護の対象とするのであれば、その立場では次のような仮定に立つことになる。すなわち、消費者がある表示について、その正確な意味までは認識していない場合であっても、その消費者は真に産地で生産された商品の購入を希望するであろう、という仮定である。前者のアプローチによれば、GIとして保護すべき表示の範囲を限定することができる。一方で、後者のアプローチによれば、産地外の生産者による産地表示の使用を幅広く阻止することができる。

そこで、改めて、何故に社会的評価が認められるが故に、産地表示をGIとして保護しなければならないのか、考えてみよう。その理由の少なくとも一つは、社会的評価を博している産地表示をフリーライダーが不当に利用することを阻止することに求められよう。つまり、社会的評価を博している産地表示が、産地に起因する品質を持たないばかりにGIとして保護され得ないのであれば、フリーライダーを阻止し得ず、結果消費者に対する標章としての意味を完全に喪失することになりかねないのである。かかる認識を示したのが、品質中立主義を採用した事件として著名な92年のExportur事件EC裁判所判決（Case C-3/91）である¹³⁾。本件の概要は次の通りである。フランス企業が、フランス国内で生産販売する砂糖菓子（ヌガー）に関して、スペインの地名（Alicante等）を商品名

称として用いていたところ、スペイン企業がその商品名称使用の差止を求めて提訴した。これに対してフランス企業は、問題の菓子はスペイン産であるかフランス産であるかによる品質上の相違は無く、よって当該名称をスペイン企業のみ独占させるのは不当であると抗弁した。しかし裁判所はこの主張を認めず、大要、次のような判決理由を示し、スペイン企業側実質勝訴の先決判決を下した。すなわち、その品質がある産地「に起因することを証明できない商品のために用いられる地理的呼称（geographical names）——であっても、消費者の間に高い社会的評価を勝ち得ることもあるし、——生産者にとって顧客を引き寄せる上での極めて重要な手段となることもあるかもしれない」(para28)、と。

3. 地理的表示保護制度の特徴

3.1 商標との相違

以上見てきたように、GIには他の知的財産権には見られない独特の制度趣旨が認められ得る。但し、GIには機能において、次のように商標と共通する面がある。そもそも両者共に、取引のために用いられる標章であり、最も根本的には、取引相手や消費者に対して出所を表示する機能を果たし、他の生産者等との関係では、権限外の者による使用を排除するための権利の根拠となる（TRIPs協定22及び23条、EC食品規則13条）。

しかし、無論、両者には様々な相違もある。以下では、表示の対象、権利者、産地との関係、品質保証及び普通名称化という五つの観点から、両者の相違点を概括的に捉えてみたい¹⁴⁾。

(1) 表示の対象

GIは産地の名称ないしは標章を表示し産地を特定する。商標は企業ないしはブランドの標

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

章を表示し生産者を特定する。

(2) 権利者

GIは一定地域内の複数生産者のいわば共有の財産であり、GIによって特定される地域内の各々の生産者が排他的に使用する権利を持つ。GIの権利者はその権利を他の生産者に譲渡できない。商標制度では権利は単独の特定の権利者に帰属し、且つ譲渡可能である。

(3) 産地との関係

GIの登録においては商品が、産地に起因する品質、特性、社会的評価のいずれかを有することが要件になる。よって商品と産地との関連が断絶することは原理的に許されないし、当然ながら他地域において生産された商品にGIを使用することも許されない。権利者が地域外の生産者にライセンスすることも許されない。一方で、商標においては、こうした産地との関連性は、そもそも登録要件にはならないし、権利者はいずれの地域においても自由に生産できる。また当然ながら他地域における生産者へのライセンスも容認される。

(4) 品質保証

商標は品質保証機能を果たすと指摘される。その意味は、権利者が法において常に均等の品質の商品を供給すべきことを義務づけられているわけではないが、権利者は自己の商業上の信用及び利益確保という観点から自律を強いられ、その結果自ずと均等な品質が保たれる可能性が高い、ということである¹⁵⁾。一方でGI保護制度においては、複数の生産者が同一のGIを使用する権利を得るため、個々の生産者の自制は必ずしも期待できず、よって同一のGIの下で個々の生産者が供給する商品が全体として均等の品質を維持できるとは限らない。故にその限りではGIの品質保証機能は商標に比して低い

と指摘できる¹⁶⁾。よって後述のように(4章)、GI保護制度において品質保証機能が有効に働くか否かは、GI登録の要件としての商品明細書に負うところが大きい。

(5) 普通名称化

登録商標が普通名称化することはあり得るが、登録されたGIが普通名称化することは原理的に不可能であると考えられる。この点については後述する(3章3節)。

3. 2 識別力と記述性

以上で列挙した両者の諸々の相違を、法的性質に着目して抽象的に捉えるならば、端的に言って、商標における識別力と、GIにおける記述性の相違として理解できる¹⁷⁾。

言うまでもなく「識別力」のある商標のみが出所表示機能を果たし得るのであって、故に、一般的には、商標として用いられる標章が記述的であったり、または誤認、混同を招く可能性が認められる場合には、識別力ありとは認められない。そして産地表示は通常、記述的標章として商標法の保護の対象外となり、商標登録されることはない。但し、使用によって識別力が獲得されたと認められる場合には、産地表示もまた商標として保護され得る。いずれにしても、原則的には、産地表示については、一企業が商標として独占することはできないし、その産地における生産者が自由にこれを用い得るようにしておかなければならない。なぜならば、仮にそうした標章の商標登録が可能であれば、フリーライダーが商標登録し、産地の社会的評価に依存しつつ、産地の生産者の市場参入を阻むことができるようになってしまうからである。

3. 3 普通名称

そして、こうした両者の法的性質における相違が端的に表れるのが、商標及びGI双方にお

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ける普通名称の位置づけである。言うまでも無く、普通名称の商標登録は禁止される。改めて確認しておく、その理由は識別力が無い標章は商標たり得ないことにある。しかし当然ながら、逆に商標が普通名称化することはあり得る。登録商標といえども識別力を喪失すればもはや商標たり得なくなるからである。

一方でGIにおいては一度登録されれば普通名称化は無いと考えられている¹⁸⁾。その理由は、産地外の生産者が登録済みのGIを普通名称として用いることは必然的に誤認をもたらすということにある。なぜならば、産地外で生産された商品が、GIによって「記述的に」特定された産地に起因する品質・特性を持ち得る筈が無いからである。つまりこの立場では、一定地域内の自然環境の特徴と地域住民の営為との結びつきの結果生じる品質・特性を持つ商品は、他の地域では生産不可能であり、よってそうした商品のGIは一つの商品の種類の名称にはなり得ない、という仮定に立つ。しかしこの仮定が成り立たなければGIの普通名称化を禁止するという制度の正当性が揺らぐことになる¹⁹⁾。

以下では、GIの普通名称化に関して国内法秩序及び国際法秩序において問題となる重要な論点を一つずつ挙げておこう。

(1) 国内法秩序における問題

ここでは、GIの新規登録の可否について判断する際に、問題の産地表示が普通名称化しているか否かをいかなる判断基準の下で決するか、という問題について考えてみたい。一つの考え方は、商品が産地に起因する品質・特性を有する場合で、且つ、地域名称を冠している場合には、普通名称化はしていないと見る²⁰⁾。この考え方に立てば、上に述べたGI保護の制度趣旨、一産地に起因する品質・特性を持つ商品の表示の保護一、との整合性を保つことができよう。しかしこの考え方を採るとしても、品質

中立主義の観点から、社会的評価を博しているに過ぎないものをもGIとして保護する立場に立つとすれば、そして、かかるGIもまた普通名称化しないとするのであれば、その理論的根拠は何か、という問題が残るのである。

(2) 国際法秩序における問題

次に、既に普通名称化しているものをGIとして再度保護対象とすることの可否という問題を概観する。既に、マドリッド、リスボン両協定では、ある産地表示が一つの加盟国においてはGIとして保護され、他の加盟国においては普通名称化している場合、全加盟国に対して当該の呼称をGIとして保護することを求めている。しかし、周知のようにこの二つの協定参加国は非常に少なく、そのこと自体が、自国の法秩序において他国の産地表示を保護することに消極的な国が多いことを物語っていると言って差支えない²¹⁾。つまり国際的な次元における普通名称化の問題は、理論というよりも国家的利益の問題であると言えるのかもしれない²²⁾。

この点について現時点の立法例を確認しておこう。まずTRIPs協定では、加盟国はその領域内で普通名称化したものについて、GIとしての保護を要求されない。但し、ブドウ生産物に関しては、WTO設立協定発効の時点で既に普通名称化しているもののみが、GIとしての保護を義務づけられない（協定24条6項）。

次に、EC食品規則では、域内の一部地域で普通名称化していると認定されるものについては、GI登録は不可能である（規則6条）。一方で、登録申請の時点で普通名称化の事実無しと判断され、一度GI登録されたものについては、その後において消費者の認識がどのように変化しても普通名称化することはなく、恒久的にEC全土で保護されることになる（規則13条3項）。1996年にEC委員会は、委員会規則1107/96号（OJ1996 L148/1）で、ある種のギリシャ産

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

チーズに関してFetaという「保護原産地名称」の登録を許可したところ、デンマーク、フランス、ドイツの三ヶ国は、その取消を求めてEC裁判所に提訴した。これらの国々では、EC委員会による登録のずっと以前から、非ギリシャ産のチーズがFetaチーズとして合法的に流通していた。特にデンマーク国内では1963年以降Fetaチーズが生産され、ギリシャに輸出されていたのである。同裁判所は99年に、EC委員会がギリシャ以外のEC加盟国における普通名称化の状況を考慮しなかったことを主たる理由として、Fetaの登録を取消す旨の判決を下した(Joined Cases C-289/96, 293/96 & 299/96)²³⁾。

4. 地理的表示保護制度の必要性

以上、見てきたように、GI保護制度の導入は、国際法、国内法の双方の秩序において、幾つかの困難な問題をもたらすことになる。ところで、それならば何故にGIを独立の知的財産権として取立て保護する必要があるのか、という疑問を抱かざるを得まい。この点については、GI保護制度の必要性を肯定する二つの論拠を以下に示しておく²⁴⁾。

4. 1 小規模農家の保護

GI保護制度の必要性を主張する論者の多くが提示するのは以下のような論拠である²⁵⁾。例えば、GI保護制度によって、農村の伝統的な知識が保存され得る。種子、遺伝子資源の保全に有益である。製品差別化、食料品の多様化を図ることができる。販促費用を多数の小規模生産者で分担できる。消費者に新たな判断基準を提示できる。小規模生産者が大資本に対抗する上での一助になる、等。つまるところ、GI保護により、農村小規模生産における伝統的且つ労働集約的な生産形態が保全され、且つ、商品差別化、高付加価値化が促進され、そのことが消費者に対しては選択肢を、生産者に対しては

高い収入をもたらし得る、という主張である。こうした分析には、その限りでは異論は無い。

4. 2 品質保証

GI保護制度の必要性の論拠としてより説得力があると思われるのは、その品質保証機能に着目した所説である。商標が事実上、品質保証機能を果たし得るものであることは既に見た。上に見たように、商標制度においては、均等の品質を維持することを法が権利者に要求するものではないが、商標権者は自己の商業上の利益によって規律され得る。一方でGI保護制度では、同一のGIを使用する権利を持つ複数生産者それぞれが、自己の商業上の利益を重視して自発的に均等な水準を保持することに努めるとは限らない。よって、その品質保証機能はある程度制約されることになる。

しかし、GI登録において当局による商品明細書の認証が要件とされ、且つ、その明細書において定められる製品基準を個々の生産者が遵守する体制が確保されているのであれば、実質的に品質保証機能が制度の中に組み込まれることになることと評価できる。つまり商標においては、品質保証機能は法的に保護された商標の直接的な機能ではないのに対して、GI保護制度においては品質保証機能それ自体が制度の直接的な機能になり得る²⁶⁾。従って逆に、登録において商品明細書の認証が要件とされず、または、商品明細書において示された製品基準が遵守される体制が整えられていない場合には、品質保証機能を発揮することは難しくなるであろう。

この点に関して、EC食品規則では、登録の際に、商品明細書の認証を受けることが要件になっており(規則5条3項)、且つ、明細書には、原料等の商品の特徴、地理的區域の定め、生産方法、地理的環境との関連性を証明する資料、検査機関等を記載しなければならないため(規則4条2項)、結果、商品の品質水準がある

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

程度公的に保証される仕組みになっている。なお、生産者は明細書を遵守する義務を法的に負う（規則4条1項）。

5. 地理的表示保護制度における品質保証の意義

以上の検討の結果、GI保護制度は、登録における商品明細書の提出とその遵守が確保されている場合には、産地と品質とを同時にある程度公的に保証できるところに、その意義の一つが認められることが理解されよう。そしてこの機能は、GI保護の制度趣旨とも整合性があることを確認しておきたい。産地に起因する品質・特性が認められる場合に、その産地から産出される商品の呼称を法的に保護することが制度の趣旨であることは上に見た。故に、GI保護制度における製品基準とは、商品の品質水準それ自体というよりも、産地に起因する特殊性としての品質を保全するための仕組みであると評価できる。従って、もしも商品と産地との関連性が希薄であるにも拘らずGI登録が為されれば、製品基準がGIの唯一の存在意義になってしまうおそれがあり、仮にそうなれば、GI保護制度において、GIの譲渡やライセンスを不可とする理論的根拠が見出せなくなってしまう²⁷⁾。また、品質中立主義の立場に立ち、社会的評価を博するに過ぎないものをもGIとして保護するのであれば、その製品基準は少なくとも商品の特殊性としての品質を保証する意味を持ち得なくなることも併せて指摘しておきたい。

なお、この点は、何を以ってGI保護制度における「産地」と見るか、という論点とも無縁ではない。例えば、EC食品規則では、生産、加工、調理の全てが産地内で実施されなくとも、これらのうちいずれかが産地内で行われれば、「保護地理的表示」として登録される仕組みになっているが（規則2条2項b号）、このような手法では、商品と産地との関連性が徐々

に希薄になり、やがて商品は、産地に起因する特殊性を喪失しかねないとも思われる²⁸⁾。

6. むすび

さて、最後に、GI保護に関する我が国の法制度の現状と今後の課題を一瞥しておこう。我が国では、現在、飲食料品全般を適用対象とする包括的なGI登録制度は未制定であり、僅かにTRIPS協定23条に基づく義務履行のために²⁹⁾、ワイン及びスピリッツ（蒸留酒）に関するGI登録制度が実施されているのみである。すなわち、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」86条の6に基づき、「地理的表示に関する表示基準（平成6年12月28日国税庁告示第4号）」が策定され、同基準の下で、国産のワインないしはスピリッツのGIで国税庁長官が指定するもの（壱岐焼酎の「壱岐」、球磨焼酎の「球磨」、琉球泡盛の「琉球」）、及び、他のWTO加盟国において保護されているワインないしはスピリッツのGIが保護対象となっている。

そして、これら以外の商品のGIについては、我が国では登録制度が実施されていないため、現行法体系下では基本的には不正競争防止法による保護が図られることになる。しかし、言うまでも無く、不正競争防止法は、登録により予め保護対象を特定するものではなく、あくまで個別具体的な事実関係をもとに権利侵害の有無を判断するアプローチを採る法制度であり、法の判断基準たる商品等表示の周知性や著名性等が現実の訴訟においてどのように評価されるかについても、事前の予測は容易ではない。要するに、今日我が国のGIは法的に見てかなり不安定な状況に置かれていると言って差支えない。

そこで現在我が国政府は、飲食料品全般を対象とするGI登録制度の制定に向けた研究に着手しているところである³⁰⁾。現時点ではその成立時期、内容共に不明であるが、新法が制定さ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ればその内容によっては我が国におけるGI保護は飛躍的に強化されることになるであろう。但し、その場合、本稿で見た幾つかの問題に加えて、国際的な次元において生じる課題に直面することになる可能性があると思われるので、その点について一考しておきたい。一つには、諸外国に遅れて制度を導入することになる我が国としては、早晩、GI保護制度を既に実施している他国からの相互承認要求を受け、結果、他国との間での保護すべきGIの相互承認の可否という新たな課題を抱えることになることが予想され得る³¹⁾。もう一つには、国内的に包括的な登録制度を設ける以上、少なくとも理論的にはTRIPs協定（3条）の内国民待遇義務に基づき、他国のGIを国内において保護する国際法上の義務が生じる可能性も無視し得ないと考えられる。前者はいわばバイ（bi）における相互主義の問題であり、後者はマルチ（multi）における無差別主義の問題である。このうち後者の問題の具体的な展開は、GI保護制度に関するTRIPs協定の関連規定について、今後どのような解釈が集積されることになるかにかかっているため、当面は今後におけるパネルや上級委員会報告書の動向を注視していく必要があるであろう。

ところで、こうした国際的な次元において生じ得る問題は、本稿で述べてきた幾つかの論点と関わりを持つことを確認しておきたい。例えば、他国との相互承認においては、当然ながら双方の制度の相違が一定の障害とならざるを得ない。制度上、保護対象となる上での要件に相違があれば、双方の制度における保護対象の範囲も自ずと相違することになるからである。この点は、品質中立主義を採用するか否かによって、保護対象の範囲が非常に大きく左右されることを想起すれば容易に理解されるであろう。また、双方の制度が共に品質中立主義を採用するとしても、社会的評価という概念をどのよう

に構成するかによって同じく保護の範囲は変わってくる。その他、産地をどのように捉えるかも保護範囲の確定の上で決定的に重要である。このように、GI保護においては、その国際的展開という局面にあっても、GI保護制度の制度趣旨をどのように理解するかがやはり重要な意味を持つのであるが、こうした問題についての論考は今後の課題としたい。

注 記

- 1) WIPO, Introduction to International Property Theory and Practice, pp.231~242 (1997), Kluwer Law International
- 2) 拙稿, 高崎経済大学論集47巻2号, pp.107~117 (2004年)
- 3) ECは域内の地理的表示保護の強化をECの内外で推進するために、ここ十年程度の間、豪州、ニュージーランド、メキシコ、南アフリカとの間で、相次いで地理的表示保護に関する二国間協定を締結している。Moran, Political Geography, Vol.12, No.3, pp.263~277 (1993), at 270~272; Blakeney, The Journal of World Intellectual Property, Vol.4, No.4, pp.629~652 (2001), at 645~646
- 4) Caenegem, European Intellectual Property Right, Issue4, pp.170~181 (2004)
- 5) 長谷川実也, 貿易と関税, No.3, pp.26~36 (2003年), at 33; Dawson, The Trademark Reporter, Vol.90, No.4, pp.590~614 (2004), at 610~611
- 6) Correa and Yusuf, International Property and International Trade The TRIPs Agreement, pp.174~175 (1998), Kluwer Law International; 尾島明, 逐条解説TRIPs協定~WTO知的財産権協定のコンメンタール~, p.99 (1999年) 日本機械輸出組合; Watal, Intellectual Property Rights in the WTO and Developing Countries, p.267 (2001), Kluwer Law International
- 7) EC食品規則においても、GIの定義を示す概念として、「品質」「特性」と共に「社会的評価」という文言が規定されているため、その解釈が問題になる（2条2項b号）。Dawson, supra note 5, at 611~612; Oliver, Free Movement of

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- Goods in the European Community 3rd.ed., pp.299~300 (1996), Sweet and Maxwell
- 8) Moran, *supra* note 3, at 266 ; Caenegem, *The Journal of World Intellectual Property*, Vol.6, No.5, pp.699~719 (2003), at 710~711
 - 9) Moran, *supra* note 3, at 267
 - 10) 但し、後述するように(注記29)), TRIPs協定では、加盟国に対して、ワイン及びスピリッツのGIに関しては、他の商品に比してより強い保護を与えるよう義務づけている。
 - 11) 例えば、パン、菓子、チーズ、生鮮肉、野菜といった食品の種類を特定し、これらに属する商品のGIのみが保護対象となる。
 - 12) Dawson, *supra* note 5, at 607~608
 - 13) 拙稿、前掲注記2), at 109~110
 - 14) Vivas-Eugui, *The Journal of World Intellectual Property*, Vol.4, No.5, pp.703~728 (2001), at 710 ; Addor and Grazioli, *The Journal of World Intellectual Property*, Vol.5, No.6, pp.865~897 (2002), at 873
 - 15) 桑田三郎, 商標権の属地性と商標の機能-並行輸入問題の展開, 比較法の諸問題(日本比較法研究所編), pp.227~260 (1972年) 中央大学出版部, at 254~258
 - 16) Caenegem, *supra* note 8, at 709~710
 - 17) Blakeney, *supra* note 3, at 631 ; Caenegem, *supra* note 8, at 700 ; Addor and Grazioli, *supra* note 14, at 870~871
 - 18) Caenegem, *supra* note 8, at 711
 - 19) Caenegem, *supra* note 8, at 712
 - 20) Simon, *Northwestern Journal of International Law and Business*, No.5, pp.132~156 (1983), at 140
 - 21) Dawson, *supra* note 5, at 604~605
 - 22) Simon, *supra* note 20, at 153
 - 23) 但し、EC裁判所は本判決において、個々の加盟国がその領域内で、他の加盟国では普通名称化しているものを、自国領域内でGIとして保護することを容認する判断を示している。なお、EC委員会は、2002年に、改めて加盟国各国の状況を調査、検討した上で、Fetaを再度GI登録した(委員会規則1829/2002号)。
 - 24) 以下で示す二つの論拠以外に、そもそも産地表示は商標登録できない以上、GIとして保護しなければ、フリーライダーを阻止することが難しい、という論拠もある(Simon, *supra* note 20, at 154)。しかし何故に産地表示を保護する必要があるのか、という問題は残る。
 - 25) Moran, *supra* note 3, at 273~274 ; Blakeney, *supra* note 3, at 467 ; Caenegem, *supra* note 8, at 711 ; Addor and Grazioli, *supra* note 14, at 893~894
 - 26) Caenegem, *supra* note 8, at 700
 - 27) Caenegem, *supra* note 8, at 718
 - 28) Caenegem, *supra* note 8, at 716
 - 29) TRIPs協定では、GI保護に関して二段階の枠組が実施されており、第一の枠組(協定22条)では全ての商品のGIが保護対象となり、第二の枠組(同23条)ではワイン及びスピリッツのGIのみが保護対象となっている。加盟国は、第一の枠組の下では、利害関係者のために、真正の原産地について「公衆を誤認させ」又は「不正競争行為」を構成する第三者によるGIの使用を防止するための法的手段を確保する義務を負い、第二の枠組の下では、利害関係者のために、公衆を誤認させるか否かを問わず、また、不正競争行為を構成するか否かを問わず、第三者によるGIの一切の使用を防止するための法的手段を確保する義務を負う。
 - 30) 農林水産省総合食料局, 我が国の農林水産物・食品に係る地理的表示をめぐる現状と課題(2004年9月)
 - 31) 拙稿, 高崎経済大学論集47巻3号, pp.65~78 (2004年)
- (原稿受領日 2004年12月16日)